

# 平成 27 年第 2 回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤 井 寺 市



目 次

| 議案番号  | 議 案 名   | ページ |
|-------|---|-----|
| (報 告) |   |     |
| 5     | 平成26年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について             | 1   |
| 6     | 平成26年度藤井寺市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について             | 3   |
| 7     | 平成26年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について               | 5   |
| 8     | 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算（第1号）） | 7   |
| (議 案) |   |     |
| 47    | 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について                 | 8   |
| 48    | 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      | 10  |
| 49    | 市道路線の一部廃止について                                 | 12  |
| 50    | 藤井寺市柏原市学校給食組合規約の変更に関する協議について                  | 13  |
| (諮 問) |   |     |
| 1     | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                      | 15  |

このほかの提出議案

- 報告番号 9 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について
- 10 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について
- 議案番号 51 平成27年度藤井寺市一般会計補正予算（第1号）について

報告第5号

平成26年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成26年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月19日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成26年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

| 款      | 項        | 事業名   | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |             |           |
|--------|----------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
|        |          |   |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |             | 一般財源      |
|        |          |   |             |             |             | 国庫支出金       | 地方債         |           |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 藤井寺市総合戦略策定事業                                  | 8,117,000   | 8,117,000   | 0           | 0           | 0           |           |
|        |          | まちの魅力情報発信事業                                   | 14,732,000  | 14,732,000  | 0           | 0           | 0           |           |
|        |          | 古市古墳群等来訪者案内整備事業<br>(修繕・筆耕翻訳・工事)               | 21,130,000  | 21,130,000  | 0           | 0           | 0           |           |
| 6. 商工費 | 1. 商工費   | 庁舎赤ちやんの駅整備事業<br>(修繕・庁用器具購入)                   | 2,015,000   | 2,015,000   | 0           | 0           | 0           |           |
|        |          | プレミアム商品券発行事業                                  | 89,741,000  | 89,741,000  | 0           | 0           | 0           |           |
|        |          | 藤井寺市まちなか観光推進事業                                | 15,677,000  | 15,677,000  | 0           | 0           | 2,591,000   |           |
| 9. 教育費 | 2. 小学校費  | 市立藤井寺南小学校4号棟改築及び1号棟地震補強事業に伴う設計業務              | 18,000,000  | 14,750,000  | 0           | 11,000,000  | 3,750,000   |           |
|        |          | 市立藤井寺西小学校地震補強事業に伴う設計業務                        | 15,100,000  | 15,100,000  | 0           | 11,300,000  | 3,800,000   |           |
|        |          | 市立道明寺小学校3・4号棟改築事業<br>(修繕・通信運搬・工事監理委託・建物借上・工事) | 116,231,000 | 116,231,000 | 0           | 10,614,000  | 101,500,000 | 4,117,000 |
|        |          | 市立藤井寺小学校屋内運動場建替事業<br>(修繕・工事監理委託・工事)           | 126,013,000 | 126,013,000 | 0           | 6,370,000   | 119,500,000 | 148,000   |
| 合計     |          |   | 426,756,000 | 423,506,000 | 16,984,000  | 243,300,000 | 14,401,000  |           |

報告第 6 号

平成 26 年度藤井寺市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、平成 26 年度藤井寺市一般会計予算事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 27 年 6 月 19 日提出

藤井寺市長 國下 和男

平成26年度藤井寺市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

| 款      | 項        | 事業名                   | 支出負担<br>行為額 | 左の内訳       |            | 支出負担<br>行為予定額 | 翌年<br>繰越<br>繰越額 | 左の財源内訳              |                |            | 説明  |
|--------|----------|-----------------------|-------------|------------|------------|---------------|-----------------|---------------------|----------------|------------|---|
|        |          |                       |             | 支出<br>済額   | 支出<br>未済額  |               |                 | 既<br>取<br>入<br>特定財源 | 未収入特定財源<br>地方債 | 一般財源       |   |
| 3. 民生費 | 2. 児童福祉費 | (仮称)市立道明寺<br>こども園整備事業 | 116,690,000 | 65,790,000 | 50,900,000 | 0             | 50,900,000      | 0                   | 38,000,000     | 12,900,000 | 工事の設計と現場との土質条件に一部相違が判明し、追加の土質調査を行ったことにより、工程に変更が生じたため。 |

報告第7号

平成26年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書の報告に  
ついて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項  
の規定により、平成26年度藤井寺市水道事業会計継続費繰越計算書を次の  
とおり報告する。

平成27年6月19日提出

藤井寺市長 國下 和男



平成26年度藤井寺市水道事業会計継続経費繰越計算書

| 款     | 項     | 事業名   | 継続費の総額      | 平成26年度継続経費予算現額 |            |             | 翌年度繰越額     | 翌年度繰越額に係る財源内訳 | 翌年度繰越額に係る繰越額を要するたなな卸資産の購入限度額 |
|-------|-------|-------|-------------|----------------|------------|-------------|------------|---------------|------------------------------|
|       |       |       |             | 予算上額           | 前年度繰越額     | 計           |            |               |                              |
| 資本的支出 | 建設改良費 | 配水管備業 | 754,321,000 | 60,246,000     | 47,613,044 | 107,859,044 | 48,392,741 | 48,392,741    | 7,269,380                    |
|       |       |       | 円           | 円              | 円          | 円           | 円          | 円             | 円                            |

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度藤井寺市  
駐車場特別会計補正予算（第1号））

平成27年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算（第1号）について、地方  
自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のと  
おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月19日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第 47 号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱が平成 27 年 4 月 1 日に一部改正されたことに併せて、子どもの医療費助成の対象者について、DV被害等やむを得ない理由により住民登録を異動できない場合でも対象者に含めることができるよう本条例の一部を改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている」を「本市の区域内に居住地を有する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

議案第 48 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の整備  
及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第  
63 号）の施行に併せて、小規模保育事業等に係る保育士の数の算定につい  
て、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことが  
できるよう本条例の一部を改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

市道路線の一部廃止について

次のとおり路線を一部廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月19日提出

藤井寺市長 國下 和男

1. 一部廃止路線

| 路線名   | 新旧別 | 起<br>終                   | 点<br>点 | 重要な経過地 |
|-------|-----|--------------------------|--------|--------|
| 川北6号線 | 新   | 川北1丁目79番1先<br>川北1丁目64番先  |        | ——     |
|       | 旧   | 川北1丁目79番1先<br>川北1丁目12番9先 |        | ——     |

提案理由

当該路線に係る道路の一部が一般交通の用に供する必要がなくなったため、路線の一部を廃止するものである。

議案第50号

藤井寺市柏原市学校給食組合規約の変更に関する協議について

藤井寺市柏原市学校給食組合規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月19日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

藤井寺市柏原市学校給食組合に教育委員会を設置するため、藤井寺市柏原市学校給食組合規約の変更に関する協議について、議会の議決を求めるものである。



## 藤井寺市柏原市学校給食組合規約の一部を変更する規約

藤井寺市柏原市学校給食組合規約（昭和45年12月25日許可）の一部を次のように変更する。

第3条中「学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第11号」に、「を行うために必要な」を「に関する事務並びに」に改める。

第5条の見出しを「（組合議員）」に改め、同条第1項中「議員の数」を「組合議員の数」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（教育委員会）

第7条 組合の教育委員会の教育長は、関係市の教育委員会の教育長のうちから、管理者が組合の議会の同意を得て任命する。

2 組合の教育委員会の委員は、関係市の教育委員会の教育長又は委員のうちから、管理者が組合の議会の同意を得て任命する。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第14条第2項の規約で定める地方公共団体の選挙管理委員会は、藤井寺市選挙管理委員会とする。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を生ずる。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成27年6月19日提出

藤井寺市長 國下 和男

服 部 仁 美

井 関 利 晃

提案理由

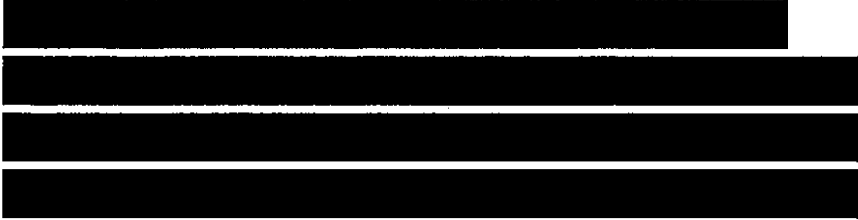
平成27年9月30日任期満了によるものである。

住所



服 部 仁 美  
生

略 歴



- 平成17年 4月 藤井寺地区福祉委員（現在に至る）
- 同 21年 4月 藤井寺市青少年指導員（現在に至る）
- 同 24年10月 人権擁護委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

井 関 利 晃

[Redacted] 生

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 24年10月 人権擁護委員（現在に至る）